

相談窓口状況

1 令和4年度豊島区相談窓口

32相談事業のうち6事業が女性のみを対象とする。

番号	名称	内容	日時	対象	所管課(申込先)
1	女性の一般相談	夫婦、親子、男女、生き方・人間関係・女性への暴力などに関する相談	月～土 9時～17時 (12時～13時除く)	区内在住・在勤・在学の女性	男女平等推進センター (エポック10)
2	女性の法律相談	女性弁護士による夫婦、親子、離婚、相続、セクハラなどに関する相談	第1金曜 13時30分～16時30分 第3金曜 18時～21時	区内在住・在勤・在学の女性	
3	女性のこころ相談	女性臨床心理士による生き方、人間関係、家族関係などに関する相談	第2水曜 13時30分～16時30分 第4火曜 18時～21時	区内在住・在勤・在学の女性	
4	女性のDV相談	女性カウンセラーによる夫やパートナーからの暴力などに関する相談	第1水曜 18時～21時	女性	
5	女性のための専門相談	女性特有の不調・症状等に関する健康相談	月～金 8時30分～17時15分	区内在住・在勤・在学の女性 (年齢要件あり)	健康推進課
6	女性相談	配偶者やパートナーからの暴力に関する相談	月～金 8時30分～17時15分	女性	子育て支援課
7	区民相談(一般相談)	日常生活全般の困りごと、区行政サービスの問合せ、各専門相談や機関への案内	月～金 8時30分～17時 / 土・日 9時～17時	区内在住、在勤・在学	区民相談課
8	区民相談(外国人相談)		13時15分～17時 英語:月・水/中国語: 火・木		
9	区民相談(専門相談)	法律相談(弁護士)	月～金 13時15分～15時45分 第2日曜 10時15分～12時45分		
10		人権身の上相談(人権擁護委員)	第2・4木曜 13時～16時		
11		行政相談(行政相談委員)	第2・4火曜 13時30分～16時		
12		事業や日常生活での様々な問題に対する専門家合同相談(弁護士、司法書士、税理士、社会保険労務士、行政書士、中小企業診断士、建築士、不動産鑑定士、土地家屋調査士、弁理士、公証人)	月・金 13時～16時		
13	おくやみコーナー	(家族等の)死亡時に必要となる各種届出・申請に関する相談	月～金 9時～16時	区民の遺族及び代理人	総合窓口課
14	消費生活相談 債務整理等相談	商品の購入やサービスの契約などの消費者と事業者間のトラブルに関する相談 債務整理などに関する相談	月～金 9時30分～16時	区内在住・在勤・在学	生活産業課 消費生活センター
15	ヤミ金・サラ金等特別相談	債務整理などに関する相談	偶数月 最終木曜14時～16時		
16	中小企業等の資金・起業・経営相談	融資、金融、起業・創業、経営改善、販路拡大などに関する相談	月～金 9時30分～16時30分	営業の主体が区内である中小企業、個人事業主	生活産業課(としまビジネスサポート)センター
17	中小企業等の労務相談・税務相談	労務管理、雇用保険、労災、年金、税務、会計などに関する相談	労務相談: 隔週水曜 13時～16時 税務相談: 水 13時～16時		
18	住宅・不動産相談	住宅・不動産の契約、宅地・建物の取引、マンションの相談等に関する相談	水 13時～16時	区内在住者	福祉総務課
19	ひきこもり相談窓口	ひきこもりに関する相談	月～金 8時30分～16時	区内在住者	福祉総務課 ひきこもり相談窓口

番号	名称	内容	日時	対象	所管課(申込先)
20	くらし・しごと相談支援センター	仕事や借金など様々な事情でお困りの方の相談	月～金 9時～16時	仕事や生活に困っている区民	くらし・しごと相談支援センター (社会福祉協議会への委託事業)
21	終活相談窓口	介護、葬儀、相続など終活に関すること	月～金 9時～17時	概ね65歳以上の区民とその家族	豊島区終活あんしんセンター (社会福祉協議会への委託事業)
22	高齢者相談	高齢者に関する在宅生活や介護関連、認知症など	月～金 8時30分～18時30分 土 8時30分～16時30分	主に区内在住の高齢者もしくは高齢者の家族	高齢者総合相談センター
23	障害者相談	身体・知的・精神障害者の相談、就労・虐待の相談	月～金 8時30分～17時15分	区内在住者	障害福祉課
24	こころとからだの健康相談	こころと体の健康や病気に関する相談	月～金 8時30分～17時15分	区内在住者	健康推進課 長崎健康相談所
25	子ども若者総合相談「アシスとしま」	子どもと概ね39歳までの若者に関する、学校生活、進路、働くこと、日常生活等あらゆる相談	月～金 8時30分～16時30分	誰でも可	子ども若者課 (アシスとしま)
26	家庭相談	夫婦、親子、嫁姑、扶養など家庭内の問題、養育費や面会交流に関すること	月・木 13時～17時	主に区内在住者	子育て支援課
27	ひとり親家庭相談	ひとり親家庭の子育てや就職など日常生活全般の相談	月～金 8時30分～17時	区内在住のひとり親	子育て支援課
28	虐待等子どもの権利に関する相談	虐待等に関する相談	月～金 8時30分～17時15分	区内在住の子どもへの虐待等(の可能性)に気づいた者	東部子ども家庭支援センター (子どもの権利グループ)
29	子どもと家庭の相談	子どもと家庭に関するあらゆる相談	月～金 9時～18時 土 9時～17時	妊婦から18歳までの子どもと保護者	東部子ども家庭支援センター
30	子どもの発達についての相談	発達に関する相談	月～金 9時～18時 土 9時～17時	区内在住保護者	西部子ども家庭支援センター
31	教育相談	子どもの成長に伴うさまざまな心配事、悩みについての相談	月～土 9時～12時 13時～17時	区内在住・在学の幼児から18歳までの子どもとその家族	教育センター
32	就学相談	発達に心配な点や支援が必要な児童・生徒の就学、転学に関する相談	月～金 9時～17時	区内在住の子ども の保護者 区内小中学校 在籍の児童・生徒 とその保護者 など	教育センター

2 令和3年度特別区男女共同参画所管の相談事業実施状況

1	女性相談のみ	10区	うち2区は男性DV相談実施
2	男性・女性とも可	11区	
3	男性相談(曜日限定)	3区	うち1区は2と重複
4	男性DV相談実施	2区	

※このほか東京ウィメンズプラザ(東京都)も男性相談を実施している。